

令和元年度 地域移定住促進補助金

評価表 NO.

7

所管部課名	企画政策部企画政策課	担当者	下大迫 悠					
事務事業名	地域移定住促進事業							
根拠法令	薩摩川内市地域移定住促進事業補助金交付要領							
補助経過年数	1年以上5年以下							
令和元年度 予算額	6,000 千円	国県支出金 千円	一般財源 6,000 千円	その他 千円	その他の内容			
	指標名		目標値	目標年度				
成果指標①	改修を実施した空き家の数		2戸	令和6年度				
成果指標②	補助対象事業で整備した施設を利用した数		50人	令和6年度				
補助対象者	地区コミュニティ協議会、自治会その他の住民自治組織、地域の活性化に資する活動を行っている公益性のある団体で市長が特に認めるもの。							
補助対象経費	建物及び建物に付随するものに係る工事等の経費							
補助対象事業・活動の内容	空き家や賃貸住宅の新築、改築またはリフォーム							
	分類	☐ 運営補助のみ ☒ 事業補助のみ ☐ 運営補助と事業補助の両方 ☐ その他						
補助金額又は補助率	補助対象経費に4分の3を乗じた額							
上記項目の積算方法	薩摩川内市定住促進に関する条例施行規則第3条第2項に規定のとおり							
補助を受ける 事業の決算状況 等の 特記すべき事項等	収入	項目	平成28年度		平成29年度		平成30年度	
			金額 (円)	割合 (%)	金額 (円)	割合 (%)	金額 (円)	割合 (%)
		自己資金	0		918,805	27.4%	2,779,101	31.7%
		会費収入			918,805	27.4%	2,779,101	31.7%
		事業収入				0.0%		0.0%
		寄付金・その他助成				0.0%		0.0%
		市補助金			2,434,000	72.6%	6,000,000	68.3%
		(前年度繰越金)				0.0%		0.0%
		計	0		3,352,805	100.0%	8,779,101	100.0%
		支出	事業費			3,352,805	100.0%	8,779,101
	人件費					0.0%		0.0%
	その他事務費					0.0%		0.0%
						0.0%		0.0%
						0.0%		0.0%
						0.0%		0.0%
	(翌年度繰越金)					0.0%		0.0%
	計		0		3,352,805	100.0%	8,779,101	100.0%
支出計/前年度支出計						261.8%		
自己資金/前年度自己資金						302.5%		
翌年度繰越金/市補助金				0.0%		0.0%		
交付件数		—		1		2		
成果指標の推移①		—		1戸		2戸		
成果指標の推移②		—		—		29人		
特記すべき事項等	【前回評価への回答】今回が初めての評価になる。 【事業のPR方法】市ホームページ、広報紙へ掲載した。 【その他】 本事業で改修された物件のうち、令和元年度から2件の物件が本市の移住体験住宅として利用契約を結んでいる。							

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】

要件	項 目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	人口減少や空き家の増加といった地域が抱える問題解決を図るとともに、地域活性化を促すための施策である。
必要性	特定の目標・成果の達成に向けた、団体等への支援や社会的弱者の救済、地域的ハンディ等への支援が必要である。	A	人口減少が問題に対し、各地域でも対策のために活動が活発になってきており、地域と行政の力を合わせて対策を行う必要がある。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	A	地域コミュニティが主体となって、人口減少や空き家の増加といった問題解決のために実施する事業に対する補助であることから、市民ニーズに合致している。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	コミュニティ協議会等に自治組織がその地域の魅力をアピールすることで、積極的な移定住の促進につながると考える。
	② 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も妥当な政策手段であると明確に認められる。	A	地区コミュニティ協議会等が地域における移定住に資する事業を実施することにより、人口減少の緩和と地域活性化が促される。
	③ 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	A	経費は規則において明確に規定されており、妥当性が認められると考えられる。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）結果	〈今後の改革の方向性〉 ■現状のまま継続 □見直しの上で継続 ⇒今後の方向性 □充実 □移管・統廃合 □縮小 □休止・廃止 〈上記方向の理由〉 平成29年度から実施している補助制度であるが、地域への移定住を目的とした利用件数が上がっていることから、現状のまま継続し、制度の効果を測定したい。	外部評価結果	〈視点別評価〉 公益性 ⇒ □高い □低い 必要性 ⇒ □高い □低い 有効性 ⇒ □高い □低い 適格性・妥当性 ⇒ □高い □低い
	〈改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画〉		〈今後の改革の方向性〉 □現状のまま継続 □見直しの上で継続 ⇒今後の方向性 □充実 □移管・統廃合 □縮小 □休止・廃止 〈まとめ〉

薩摩川内市地域移定住促進事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年規則第67号）第4条の規定に基づき及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年条例第40号）を実施するため、薩摩川内市企画政策部関係補助金等交付要綱（平成19年告示第98号）第2条に掲げる地域移定住促進事業補助金（以下「補助金」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 市長は、地域への移定住促進活動の活性化を図るため、予算の範囲内において補助金を交付する。

(補助対象団体)

第3条 補助金の交付対象となる団体（以下「補助対象団体」という。）は、次の各号のいずれかに該当する団体とする。

- (1) 地区コミュニティ協議会
- (2) 自治会その他の住民自治組織
- (3) 地域の活性化に資する活動を行っている公益性のある団体で市長が特に認めるもの。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象団体が実施する移定住促進活動に必要な施設を整備する事業であって次の各号に掲げるものとする。

- (1) 空き家（3年以上継続して居住者がいない住宅又は将来的に居住が見込まれない住宅に限る。）の改築又はリフォーム
- (2) 賃貸住宅（宅地建物取引業者が管理するものを除く。）の新築、改築又はリフォーム
- (3) その他住宅の用に供することができる施設を整備する事業として市長が認めるもの

2 補助対象事業は、次の各号に掲げる要件を全て満たさなければならない。

- (1) 事業を行う建物及びその敷地は、補助対象団体の自己所有、又は所有者と貸借契約等を締結しているもの。ただし、自己所有でないときは、所有者に建物の改修等の同意を得ているなど補助対象事業の実施に支障がないと認められるもの。
- (2) 移定住者の居住又は移定住の体験を目的としたものであり、その目的の用途に5年以上使用するもの。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。
- (3) 当該地域の地区コミュニティ協議会が行う移定住促進活動と整合性があるもの。
- (4) 他の補助金の交付を受けていないもの。

(5) 建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法令に違反しないものの。

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付対象となる経費は、補助対象事業のうち建物及び建物に付随するものに係る工事等の経費とし、次の各号に掲げるものは除くものとする。

- (1) 家電製品、什器等の備品の購入経費及びその設置に係る経費
- (2) 調査設計費及び用地購入費
- (3) その他居住の用に供するために必要としない工事又は構造物等の設置に係る経費

（補助金の額等）

第6条 補助金の額は、補助対象経費に4分の3を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、300万円を限度とする。

（補助金の交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、事業に着手する前に薩摩川内市地域移定住促進事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添て、市長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 事業実施に必要な工事等の見積書（内訳の明細が付いたもの）の写し
- (3) 事業の実施箇所及びその事業内容の分かる図面、写真等
- (4) 所有者、貸借契約等の権利関係を明らかにする書類の写し（自己所有でない場合は、所有者の確認書（様式第3号）を含む。）
- (5) 補助対象団体の規約、会則等
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の交付の決定の通知）

第8条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、速やかにその内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、薩摩川内市地域移定住促進事業補助金交付決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

（事業計画の変更）

第9条 前条の規定により補助金の交付決定の通知を受けた申請者は、申請した事業計画の内容を変更しようとするときは、あらかじめ薩摩川内市地域移定住促進事業補助金事業計画変更承認申請書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更と市長が認める場合は、この限りでない。

- (1) 変更後の工事等の見積書（内訳の明細が付いたもの）の写し
- (2) 変更箇所及びその変更内容の分かる図面、写真等
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定により変更承認申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めた場合は、薩摩川内市地域移定住促進事業補助金事業計画変更承認通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

3 事業計画の変更により補助対象経費が増額となっても、補助金の交付決定額に変更しないものとする。

（実績報告）

第11条 補助金の交付決定を受けた申請者は、事業が完了した翌日から起算して20日が経過した日又は補助金の申請日の属する年度の3月15日のいずれか早い日までに薩摩川内市地域移定住促進事業実績報告書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 領収書（内訳明細の付いたもの）の写し

(2) 工事等の箇所及び状況並びに建物全体の施工結果が分かる写真

(3) 建築基準法第6条第1項又は同法第6条の2第1項の規定による確認済証の交付を受けたときは、同法第7条第5項又は同法第7条の2第5項の規定により交付された検査済証の写し

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第12条 市長は、前条の規定による報告があった場合は、速やかにその内容を審査し、必要に応じて調査を行い、補助金を交付することが適当であると認めたときは、補助金の交付を確定し、薩摩川内市地域移定住促進事業補助金交付確定通知書（様式第8号）により、当該申請者に通知するものとする。

（補助金の交付の請求）

第13条 前条の通知を受けた申請者は、薩摩川内市地域移定住促進事業補助金請求書（様式第9号）により、当該補助金の交付を請求することができる。

（補助金の交付）

第14条 市長は、前条の規定による補助金の請求が適当と認めたときは、補助金を交付するものとする。

（補助金の交付の決定の取消し）

第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 申請者が申請書その他の書類に虚偽の記載をし、補助金交付の条件に違反し、又は不正の行為をしたと認めたとき。

(2) 第4条第2項に定める要件を満たさなくなったとき。

(3) 関係法令に違反したとき。

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が相当と認める事由があったとき。

（報告等）

第16条 申請者は、補助対象事業で整備した施設について、事業の完了した日の属する年度の翌年度から5年度間において、各年度の末日までに当該年度の活用状況を薩摩川内市地域移定住促進事業活用状況報告書（様式第10号）に

より、市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の報告内容に関して、報告を求め、又は関係職員をしてその内容を調査させることができる。

3 申請者は、前項に規定する報告を求められた場合は、速やかにその求めに応じなければならない。

（補助金の返還）

第17条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、申請者に対し、既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

(1) 申請者が申請書その他の書類に虚偽の記載をし、補助金交付の条件に違反し、又は不正の行為をしたと認めたとき。

(2) 第4条第2項第2号の定める要件を満たさなくなったと認めるとき。ただし、申請者の責めによらない場合は除く。

(3) 前各号に掲げるもののほか、市長が相当と認める事由があったとき。

2 前項第2号に該当し返還を命ずる場合において、要件を満たさなくなった期間に応じて返還額を積算するときは、補助金交付額を60月で除した額に第12条に規定する通知の日から要件を満たさなくなったと認める日までの月数（端数は切り捨て）を60月から減じて積算される残月数に乗じて積算するものとする。

（効果の測定）

第18条 補助金に係る条例第4条第2項第1号に定める効果は、補助対象事業で整備した施設を利用した数によって測定するものとする。

（その他）

第19条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

地域移定住促進補助金交付先一覧

令和元年度

【単位:円】

	団体名	収入			計	支出			計	主な運営・事業内容
		市補助金	自己資金	その他		事業費	人件費	その他		
1	STウインダーズ	3,000,000	1,728,291		4,728,291	4,728,291			4,728,291	
2	青瀬地区コミュニティ協議会	3,000,000	1,050,810		4,050,810	4,050,810			4,050,810	
3					0				0	
4					0				0	
5					0				0	
6					0				0	
7					0				0	
8					0				0	
9					0				0	
合計		6,000,000	2,779,101	0	8,779,101	8,779,101	0	0	8,779,101	